

特許庁委託 平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究  
報告書

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 4. 2 1 中国

隅藏 康一

### (1) 遺伝資源の出所開示要件に関する法制度

中国では、第三次改正専利法第5条第2項並びに第26条第5項により、遺伝資源について、出所開示を義務付けている。

専利法第5条違反、違法に入手した遺伝資源に依存して完成された特許発明に対しては、拒絶の理由となり、加えて、特許権付与後の無効理由となる。専利法第26条違反、すなわち遺伝資源の直接的由来(提供地)と原始的由来(原産地)の開示をしなかった場合には、拒絶の理由となるが、特許権付与後の無効理由にはならない。

#### ア) 遺伝資源の専利法における出所開示

中国の第三次改正専利法(2009年10月1日施行)では、第5条第2項において、「法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成した発明創造に対しては、特許権を付与しない。」旨を規定している。また第26(5)条において、「遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなくてはならない。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述しなくてはならない。」旨を規定している。また、専利法施行規則においては、第26条で「発明創造の完成が遺伝資源に依存している場合、出願人は願書中でその旨を説明し、政府の特許行政部局によって提供されている書類の様式に記入しなくてはならない。」と規定しており、同・第109条では、国際出願から中国国内出願に移行したものについて同様に定めている。

#### イ) 専利法における遺伝資源に係る条文

中国の専利法は、1984年3月12日に採択され、何度かの改訂を経て、最近では2008年12月27日に専利法改正法案が可決・公布され、2009年10月1日に施行された(第三次改正専利法)。その中の第5条では、「特許権を付与しない発明創造」の一類型として、公序良俗違反の発明等と並んで、以下のように、遺伝資源への言及がなされている。

第三次改正専利法(2009年10月1日施行)

#### 第5条

法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、特許権を付与しない。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依

存して完成した発明創造に対しては、特許権を付与しない。

#### 第26条(第5項)

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなくてはならない。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述しなくてはならない。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001.pdf>

中国の専利法施行規則は、2001年6月15日に公布された。その後、これを改正するための第一回目の政府決定が2002年12月28日に出され、第二回目の政府決定が2010年1月9日に出された。その中で、以下の部分で遺伝資源への直接の言及がなされている。

#### 専利法施行規則(2010年1月9日)

##### 第26条

専利法に言う遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物から取られる、実質的なあるいは潜在的な価値を持つマテリアルを意味し、遺伝の機能的な単位を含むものである。専利法に言う遺伝資源に依存して達成された発明創造とは、遺伝資源の遺伝的機能を利用して達成された発明創造のことである。

発明創造の完成が遺伝資源に依存している場合、出願人は願書中でその旨を説明し、政府の特許行政部局によって提供されている書類の様式(後掲参照)に記入しなくてはならない。

##### 第37条

国务院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、あるいはその出願を修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。

##### 第44条

専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを指し、さらに以下の各項を審査する。

- (1) 発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条、第二十六条第2項の規定に適合しているか否か、専利法第二条第2項、第二十六条第5項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第十七条～第二十一条の規定に明らかに適合しているか否か。

(省略)

#### 第45条

特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類は以下に挙げる状況の一つに該当する場合、提出されていないものと見なす。

- (1) 規定された書式を使用せず又は記入が規定に合致しない場合
- (2) 規定に基づいて証明材料を提出していない場合

国務院特許行政部門は提出されていないと見なすという審査意見を出願人に通知しなければならない。

#### 第109条

国際出願がなされている発明創造が遺伝資源の使用により完成されたものである場合、出願人は国際出願の中国国内段階の手続きを行う声明の中でその事実を指摘し、政府の特許行政部局によって提供されている書類の様式に記入しなくてはならない。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf>

### エ) 開示義務違反に対する措置・罰則

専利法(以下、本章において、第三次改正専利法と同じ。)第26条によると、「遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなくてはならない。」とあり、特許出願の際には、遺伝資源の直接的由来(提供地)と原始的由来(原産地)の両者が開示される必要がある。

専利法施行規則(2010年1月9日)の第44条には、特許の予備審査(方式審査)において拒絶の理由となる専利法の条文として、第5条並びに第26条第5項が挙げられている。同施行規則第45条には、特許出願に関わるその他の書類の不備があった場合は、審査意見を出願人に通知しなければならないと規定している。出願人は、専利法施行規則第37条に基づいて、指定の期間内に意見を陳述することができる。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。なお、同第44条には、実用新案の予備審査において拒絶の理由となる専利法の条文として、第5条が挙げられているが、第26条に関しては第3、第4項が挙げられているだけであり、出所開示義務に関係する同条・第5項は対象となっていない。

また専利法施行規則(2010年1月9日)の第53条には、特許の実体審査において拒絶の理由となる専利法の条文として、第5条並びに第26条第5項が挙げられている。

加えて、専利法施行規則(2010年1月9日)の第65条には、特許権の無効理由となるものとして、専利法第5条違反が挙げられているが、第26条に関しては第3、第4項が挙げられているだけであり、出所開示義務に関係する同上・第5項は対象となっていない。

したがって、専利法第5条違反、すなわち違法に入手した遺伝資源に依存して完成された特許発明に対しては、特許の予備審査と実体審査、並びに実用新案の予備審査において、拒絶の理由となる。加えて、特許権付与後の無効理由となる。

一方、専利法第26条違反、すなわち遺伝資源の直接的由来(提供地)と原始的由来(原産地)の開示をしなかった場合には、特許の予備審査と実体審査において、拒絶の理由

となるが、特許権付与後の無効理由にはならない。

## (2) 遺伝資源の保護に関する組織と機能

すでに述べたように、違法に入手した遺伝資源に依存して特許発明が完成された場合、拒絶理由並びに無効理由となる。中国において適法に遺伝資源を入手するためには様々な法規制を遵守する必要がある。

ジェトロ北京センター知的財産権部『中国遺伝資源と遺伝子組換えに関する調査報告書』(2009年3月；平成20年度特許庁委託事業)<sup>75</sup>によると、以下のような規定がある。

『中華人民共和国禽畜遺伝資源の出入国と対外協力研究利用に対する審査許可方法』<sup>76</sup>

第八条 国内で禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜資源を外国の機関や個人と協力して研究利用するときは、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 研究目的、範囲と協力期限が明確である；
- (二) 禽畜遺伝資源の保護と利用企画に合致する；
- (三) 知的財産権の帰属は明確であり、研究成果共有方案は合理的である；
- (四) 国内禽畜遺伝資源と生態環境の安全を脅かさない；
- (五) 国家互惠共享方案が合理的である。

国内で外国機関や個人と協力して禽畜遺伝資源を研究利用する機関は、法律に基づいて法人資格を取得した中国教育科学研究機関や中国独資の企業でなければならない。

第九条 国内で禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜資源を外国の機関や個人と協力して研究利用しようとする機関は、その所在地の省、自治区、直轄市人民政府の牧畜獣医行政主管部門に申請し、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) プロジェクトの執行可能性に関わる研究報告；
- (二) 協力研究契約；
- (三) 外国側の協力者と締結した国家互惠共享方案。

第十条 中国が特有し、又は新たに発見された、鑑定されない禽畜遺伝資源及び国務院牧畜獣医行政主管部門が輸出を禁止する他の禽畜遺伝資源は、外国に輸出することや国内で外国機構や個人と協力して研究利用することを禁止する。

第二十条 中国の禽畜遺伝資源情報は、重要な禽畜遺伝家系と特定地域の遺伝資源及びそのデータ、資料、サンプルなどを含み、国務院牧畜獣医行政主管部門の許可を得ずに、いかなる機関や個人も外国機構や個人に譲渡してはならない。(強調付加)

<sup>75</sup> [http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2009051949028921.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009051949028921.pdf)(最終アクセス日:2013年2月27日)

<sup>76</sup> ジェトロ北京センター知的財産権部『(平成20年度特許庁委託事業)中国遺伝資源と遺伝子組換えに関する調査報告書』2009年3月, P. 39 (最終アクセス日:2013年2月27日)

『食菌種管理弁法』<sup>77</sup>

第八条 いかなる機関や個人も外国に食菌生殖質資源(菌糸体が生えている栽培基質及び菌種分離用子実体を含む)を提供するときは、所在地の省クラス人民政府の農業行政主管部門による審査を経て、農業部に報告し許可を取得しなければならない。(強調付加)

『中華人民共和国牧畜法』<sup>78</sup>

第十六条 保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出するとき、又は国内で外国の機関や個人と協力して研究利用するときは、省クラス人民政府の牧畜獣医行政主管部門に申請するとともに、国家互惠共享方案を提出しなければならない。申請を受理した牧畜獣医行政主管部門は、審査を経て國務院牧畜獣医行政主管部門に報告し許可を取得する。禽畜遺伝資源を外国に輸出するときは、更に、『中華人民共和国入出国動植物檢疫法』の規定に従って関連する手続きを取り、檢疫を実行しなければならない。(強調付加)

『中華人民共和国野生植物保護条例』<sup>79</sup>

第二十一条 外国人は中国国内で国家重点保護野生植物を採集、購入してはならない。外国人が中国国内で国家重点保護野生植物に対して野外考察するときは、必ず国家重点保護野生植物の所在地の省、自治区、直轄市人民政府の野生植物行政主管部門に申請しなければならない、審査を経て許可された上で、國務院野生植物行政主管部門又はその授權を受けた機関に報告し許可を取得しなければならない；外国人が直接的に國務院野生植物行政主管部門に申請するときは、國務院野生植物行政主管部門は当該申請を許可する前に、関連する省、自治区、直轄市人民政府野生植物行政主管部門の意見を聴取しなければならない。(強調付加)

『農作物生殖質資源管理弁法』<sup>80</sup>

第十条 許可を得ずに、外国人は中国国内で農作物生殖質資源を採集してはならない。中外科学者が共同で中国農作物生殖質資源を考察するときは、6ヶ月前から事前に農業部に報告し許可を取得しなければならない。

採集した農作物生殖質資源の海外持出が必要である場合、本弁法の規定に従って農作物生殖質資源對外提供の審査許可の手続きを取らなければならない。

第二十七条 国家は農作物生殖質資源の主権を有し、いかなる機関や個人も生殖質資源を外国に提供するときは、その所在地の省、自治区、直轄市の農業行政主管部門による審査を経て、農業部に報告し許可を獲得しなければならない。(強調付加)

なお、参考までに、人類の遺伝資源に関しても次のような定めがある。

『人類遺伝資源管理の暫定弁法』<sup>81</sup>

77 同上, P.25

78 同上, P.15

79 同上, P.12

80 同上, P.6

81 同上, P.2-3

第十四条 重要な人類遺伝資源の輸出，海外持出，対外提供を厳しく制御する。  
審査を経て許可された国際協力プロジェクトのうち，人類遺伝資源資料の輸出や海外持出の計画が列記されたものに対して，申請書を書き込み，直接的に中国人類遺伝資源管理弁公室に輸出や海外持出の証明書を申請し取り扱わなければならない。

他の特殊な事情によって人類遺伝資源資料を一時的に外国に提供する必要がある場合，申請書を中国遺伝資源と遺伝子組換えに関する調査報告書を書き込み，地方主管部門又は国務院関連部門による審査を経て許可を取得した後に，中国人類遺伝資源管理弁公室に報告しなければならず，中国人類遺伝資源管理弁公室に許可された上で，輸出や海外持出の証明書が発行される。(強調付加)

### (3) 出所開示要件の実施・運用状況

龔敏ほか『中国専利法における遺伝資源保護に関する規定について』(パテント64巻6号，68頁，2011)によると，以下のような見解が示されている。「発明が遺伝資源の遺伝機能を利用して完成したものか否か，は実体審査に入ってから，審査官により判断される(審査指南第二部分第1章3.2)。現在，中国特許庁では出願件数の増大に伴って審査待ち案件数も増えており，出願してから実体審査に入るまでに通常2～3年を要する。従って，中国特許庁が，具体的にどのような判断基準，判断方法を採用するかは，2～3年待たなければ明確にはならないと考えられる。」

### (4) 企業の実情と意見

【関連資料発見できず。】

遺伝資源由来開示登録票

遗传资源来源披露登记表

请按照“注意事项”正确填写本表各栏

|   |       |                      |            |
|---|-------|----------------------|------------|
| ①发明名称   |       | 第②和第④栏未确定的由国家知识产权局填写 |            |
| ③申请人  |       | ②申请号                 |            |
| ⑤遗传资源名称   |       | ④申请日                 |            |
| ⑥遗传资源的获取途径  |       |                      |            |
| I 遗传资源取自: <input type="checkbox"/> 动物 <input type="checkbox"/> 植物 <input type="checkbox"/> 微生物 <input type="checkbox"/> 人   |       |                      |            |
| II 获取方式: <input type="checkbox"/> 购买 <input type="checkbox"/> 赠送或交换 <input type="checkbox"/> 保藏机构 <input type="checkbox"/> 种子库(种质库) <input type="checkbox"/> 基因文库 <input type="checkbox"/> 自行采集 <input type="checkbox"/> 委托采集 <input type="checkbox"/> 其他 |       |                      |            |
| ⑦直接来源   | ⑧获取时间 |                      | ____年____月 |
|   | 非采集方式 | ⑨提供者名称(姓名)           |            |
|   |       | ⑩提供者所处国家或地区          |            |
|   |       | ⑪提供者联系方式             |            |
|   | 采集方式  | ⑫采集地(国家、省(市))        |            |
|   |       | ⑬采集者名称(姓名)           |            |
|   |       | ⑭采集者联系方式             |            |
|   | ⑮原始来源 | ⑯采集者名称(姓名)           |            |
|   |       | ⑰采集者联系方式             |            |
|   |       | ⑱获取时间                | ____年____月 |
| ⑲获取地点(国家、省(市))  |       |                      |            |
| ⑳无法说明遗传资源原始来源的理由  |       |                      |            |
| ㉑申请人或专利代理机构签字或者盖章   |       | ㉒国家知识产权局处理意见         |            |
| 年 月 日   |       | 年 月 日                |            |

遺伝資源の名称

遺伝資源獲得経緯

直接的由来

原始的由来

遺伝資源原始的由来の説明ができない理由

100023  
2010.2

82 <http://www.sipo.gov.cn/bgxz/>から入手可能 (最終アクセス日:2013年2月27日)



## 7. 2 出所開示要件の制度・運用・実施状況概括表

|         | 特許法                | 対象の発明  | 出所開示要件   | 開示のレベル                                   | 違反への措置  | アクセス機関                  |
|---------|--------------------|--|--|--|---|-------------------------|
| アンデス共同体 | 決定第 486 号          | 遺伝資源又は加盟国のいずれかが原産地国であるものからなる生産物から得られた、又は発展したもの                   | 国家を代表する国の管轄当局及び当事者との間で、アクセスするための条件を定める契約。                  | 特許出願時にアクセス契約書のコピーを添付                     | アクセス契約書のコピーを提出しないと、特許無効にされる。  | なし                      |
| ペルー     | 同上                 | 同上   | 同上   | 同上                                       | 同上  | なし(設立予定)                |
| ボリビア    | 同上                 | 同上   | 同上   | 同上                                       | 同上  | 環境省(MSDE)               |
| コロンビア   | 同上                 | 同上   | 同上   | 利用契約書の登録番号を提出                            | 同上  | 環境省                     |
| エクアドル   | 同上                 | 同上   | 同上   | 特許出願時にアクセス契約書のコピーの添付                     | 同上  | 国家環境局                   |
| ブラジル    | 決議 207 号<br>2009 年 | 遺伝を構成する要素の試料へのアクセスの結果として、その目的が達成された発明                            | 特定の様式 I に遺伝材料の出所を記載し、該当する場合は、対応するアクセス認可番号を特許庁に報告しなければならない。 | 遺伝資源の原産国の開示<br>ブラジルが原産国の場合は、適正にアクセスされた証拠 | 開示又はアクセス認可がない場合は、特許無効にされる。<br>違反行為又は不作為には、違反のレベルに応じて、警告、罰金、関連製品の没収、取引の停止、特許の取り消しの行政措置が行われる。 | 遺伝資源管理委員会<br>(CGEN)     |
| コスタリカ   | なし                 | 生物多様性の構成要素に関係した革新に対して知的財産権や産業財産権の保護を求めるもの(生物多様性法(No.7788)第 80 条) | 国家種苗局及び知的・産業財産登記所は、委員会の技術事務局に、事前に諮問することを義務づけている。           | 特許の保護を付与する前に、原産地証明と PIC の存在が要求される。       | 技術事務局が特許出願に反対する場合は、出願者に通知し、30 日以内に回答を要求する。<br>期間内に出願者が不履行の場合は、罰金が科せられる。                     | 国家生物多様性管理委員会(CONAGEBIO) |
| パナマ     | なし                 | 環境法 No.41 第 71 条及び施行   | ・すべての書類あるいは採取し   | ・使用した遺伝・生物資源が掲                           | 明らかではない。  | 環境庁(ANAM)               |

|       | 特許法                       | 対象の発明  | 出所開示要件   | 開示のレベル  | 違反への措置                                | アクセス機関                                   |
|-------|---------------------------|--|--|---|---------------------------------------|--|
|       |                           | 規則 No. 25 において、「遺伝・生物資源又は材料が使用されたすべての発明」と規定している。 | た遺伝又は生物の資源に関する要約に、その遺伝資源の出所又は起源を宣言する。<br>・発明に使われる遺伝物質の出所又は起源を証明書として開示する。 | 載されている全ての刊行物又は一覧表<br>・発明に使われる遺伝・生物資源又は材料についての出所、又は起源の証明書の提示 |                                       |  |
| ベネズエラ | なし                        | なし   | なし   | なし  | なし                                    | 環境・天然資源省の遺伝資源アクセス委員会                     |
| EU    | EU バイオ指令の前文<br>Recital 27 | 動植物由来の生物材料又は発明に当該材料を使用するもの                       | 原産地に係る情報を知っているときは、必要に応じて、特許出願にその情報を含める。                                  | なし  | 出所開示の有無等は、出願審査及び付与された特許権の有効性に影響を与えない。 | なし                                       |
| ベルギー  | 第 15 条<br>第 1 項           | 植物又は動物由来の生物材料に基づく発明                              | 原産地を知っている場合には、原産地に係る記載   | 所定の様式に記載  | なし                                    | なし                                       |
| デンマーク | 施行規則<br>第 3 条<br>第 4 項    | 植物又は動物の生物材料に係る発明又は使用する発明、又は遺伝資源の派生物に基づく発明        | 出願人が認知している材料の地理的な出所に関する情報  | 開示形式に関して、出願人は自由に記述すればよい。<br>不知の場合は、この旨を出願書類に記載する。           | 出所開示がないことによって特許権の有効性が損なわれることはない。      | National Forest and Nature Agency (NFNA) |
| ドイツ   | 第 34a 条                   | 植物又は動物由来の生物材料に基づく発明、又は発明に当該材料を使用する発明             | 原産地に係る情報を知っているときは、特許出願にその情報を含める。   | 出願書類の所定の欄に記入  | 出願の審査又は特許権の有効性は、影響を受けない。              | なし                                       |
| イタリア  | 法律第 78 号<br>第 5 条         | 発明の基礎となる動物、植物由来の生物材料、ヒト由来の生物材料、微生物又は遺伝子組換え       | 1.動物又は植物由来の場合：動物/植物の種、動物/植物の提供国、並びにその他の情報                                | 左記 1.の場合：発明者又は出願人により署名した宣言書<br>左記 2.の場合：使用に同意した             | 出所の記載がない場合には産業財産権の登録簿に注釈が施される。        | なし                                       |

|          | 特許法        | 対象の発明                  | 出所開示要件  | 開示のレベル   | 違反への措置   | アクセス機関          |
|----------|------------|------------------------|---|--|--|-----------------|
|          |            | 生物を含む生物材料              | 2.ヒト由来の場合：生物材料を得た患者の事前の同意<br>3.微生物又は遺伝子組換え生物の場合：国内及びEUの法律に基づいて生物材料を得たこと | 患者により署名された宣言書<br>左記3.の場合：国内及びEUの法律に基づくことを述べる発明者又は出願人により署名された宣言書  |  |                 |
| ノルウェー    | 第8条b       | 生物学的材料又は伝統的知識に関する発明    | 生物学的材料、伝統的知識又は供給国に関する情報<br>供給国が原産国でない場合、原産国の開示                          | 供給国の場合：供給国の情報、又は使用に関する事前の同意<br>原産国でない供給国の場合：原産国の記載又は原産国の事前の同意<br>ヒト由来の場合：提供したヒトがその材料の使用に関する同意をしているか否かの開示 | 情報開示義務は、特許出願の手続や登録特許の権利の有効性には影響を与えない<br>開示義務不履行の場合には、罰金又は2年未満の禁固刑が科せられる。 | なし              |
| ポルトガル    | なし         | なし                     | なし  | なし   | なし   | 農業開発省と水産省、水産養殖省 |
| ルーマニア    | なし         | なし                     | なし  | なし   | なし   | なし              |
| スウェーデン   | 特許法施行令第5条a | 植物又は動物を由来とする生物材料に関する発明 | 生物材料の地理的出所についての情報   | 出所が不知の場合、その旨の記載(ヒトの遺伝資源を除く。)   | 出願の手続や特許権の有効性に影響を与えない。   | なし              |
| スイス      | 第49a条      | 遺伝資源に直接基づいている発明        | 遺伝資源を提供している国又は伝統的知識の起源である先住民又は地域社会を、出所情報として開示することが必要                    | 原産国、遺伝資源提供国、遺伝子データベース、動・植物園等を含む。不知の場合、その旨を宣言する   | 要件を満たさない、補正期間内に補正しない場合は、出願を拒絶する。不当の不知に関する宣言は、10万フランの罰金                   | なし              |
| ニュージーランド | なし         | なし                     | なし  | なし   | なし   | なし              |

|       | 特許法                          | 対象の発明   | 出所開示要件  | 開示のレベル  | 違反への措置   | アクセス機関   |
|-------|------------------------------|---|---|---|--|--|
| 中国    | 第三次改正<br>第5(2)条, 第<br>26(5)条 | 遺伝資源に依存して完成した<br>発明   | 出願書類への遺伝資源の直接<br>的由来と原始的由来の説明,<br>原始的由来を説明できない場<br>合, その理由の陳述 | 遺伝資源に依存していること<br>を願書に説明し, 所定の様式に<br>記入しなくてはならない。                  | 開示義務不履行の場合は, 拒絶<br>の理由となる。遺伝資源の不正<br>利用を伴う特許発明は, 特許権<br>付与後の無効理由となる。                                     | 所在地の省, 自治区,<br>直轄市人民政府の牧畜<br>獣医行政主管部門            |
| インド   | なし                           | 生物多様性法(2003年 N0.18)<br>第6条に, 「インド共和国で入<br>手した生物資源に関する任意<br>の研究又は情報に基づく発明」<br>と規定している。 | 特許付与の前までに NBA から<br>の許可を得ること                                  | 特許規則様式1において, 特許<br>付与の前までに国家生物多様<br>性局からの許可を得ることを<br>宣言しなければならない。 | NBA の承認がない場合は, 出<br>願することができない。様式1<br>の添付がない, 又は不備など<br>に対して, 補正の機会を与えても<br>対応しない場合は, 出願を拒絶<br>することができる。 | 国家生物多様性局<br>(NBA)                                |
| キルギス  | なし                           | 伝統的知識の保護に関する共<br>和国法において, 「伝統的知識<br>の使用によって創作された特<br>許発明」と規定している                      | 伝統的知識の由来を出願中に<br>開示し, 公衆に伝統的な知識の<br>出所を示さなければならない。            | 権限のある機関の登録, 又は登<br>録された伝統的知識に名前が<br>記載された証明書所有者と<br>の合意           | 左記の合意がないと, 伝統的知<br>識を使用する権利を受けるこ<br>とができない。  | キルギス知的財産庁<br>伝統的知識審査部門                           |
| フィリピン | なし                           | 共同省令第1号第26.1条(2005)<br>において, 「生物種を収集する,<br>あるいはそれを商業化する主<br>体」と規定している。                | 原産国の開示と生物資源探索<br>契約の提示  | 先住民文化共同体/先住民の自<br>由意思に基づく事前の了解                                    | 開示義務違反があった場合, 特<br>許無効となる。<br>罰則が科せられる違法行為が<br>リストアップされる。  | 環境・天然資源省の下<br>にある「生物資源・遺<br>伝資源に関する省庁横<br>断的委員会」 |
| タイ    | なし                           | なし  | なし  | なし  | なし   | 生物多様性局   |
| エジプト  | 知的財産法<br>第13条                | 生物, 植物, 動物の産物, 又は<br>伝統薬の知識, 農業知識, 工業<br>知識, 手工業の知識, 文化遺産<br>又は環境遺産に係る発明              | 国内法の規定に従い正当な方<br>法でその材料を取得した出所<br>を利用した旨の証明                   | 宣誓書の添付  | 宣誓書の添付がないと, 出願が<br>存在していなかったものと見<br>なされる。  | なし   |

|       | 特許法                                 | 対象の発明  | 出所開示要件   | 開示のレベル   | 違反への措置   | アクセス機関 |
|-------|-------------------------------------|--|--|--|--|--------|
| 南アフリカ | 補正第 20 号<br>(2005) 及び<br>その施行規<br>則 | 固有の生物又は遺伝資源や、固<br>有の生物又は遺伝資源の使用、<br>又は先住民社会を有する知識<br>の由来に関するする発明 | 南アフリカの生物資源又は遺<br>伝資源又は伝統的知識若しく<br>はその使用に基づくか又は由<br>来するか否かの記載 | 所定の様式に記載し、南アフリ<br>カへの特許出願日から 6 ヶ月以<br>内に提出しなければならない。 | 所定の様式の提出がない場合<br>は、出願が受理されない。<br>所定の様式による虚偽の記載<br>があった場合は、特許を取り消<br>される。 | 環境省    |

2013 年 2 月

特許庁委託 平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成：一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>